○総務省　農林水産省　国土交通省告示第十三号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年六月二十一日法律第百八十九号）第十一条第八項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

一　産業振興促進計画を認定した日　平成二十六年六月十一日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　龍郷町
三　産業振興促進計画の名称　龍郷町産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡龍郷町の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第十四号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年六月二十一日法律第百八十九号）第十一条第八項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

一　産業振興促進計画を認定した日　平成二十六年六月十一日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　喜界町
三　産業振興促進計画の名称　喜界町産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡喜界町の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第十五号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年六月二十一日法律第百八十九号）第十一条第八項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

一　産業振興促進計画を認定した日　平成二十六年六月十一日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　徳之島町
三　産業振興促進計画の名称　奄美群島の振興開発を促進するための徳之島町における産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡徳之島町の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第十六号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年六月二十一日法律第百八十九号）第十一条第八項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

一　産業振興促進計画を認定した日　平成二十六年六月十一日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　天城町
三　産業振興促進計画の名称　天城町産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡天城町の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第十七号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年六月二十一日法律第百八十九号）第十一条第八項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

一　産業振興促進計画を認定した日　平成二十六年六月十一日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　伊仙町
三　産業振興促進計画の名称　奄美群島振興開発を促進するための伊仙町産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡伊仙町の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第十八号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年六月二十一日法律第百八十九号）第十一条第八項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

一　産業振興促進計画を認定した日　平成二十六年六月十一日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　和泊町
三　産業振興促進計画の名称　和泊町産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡和泊町の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第十九号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年六月二十一日法律第百八十九号）第十一条第八項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

一　産業振興促進計画を認定した日　平成二十六年六月十一日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　知名町
三　産業振興促進計画の名称　知名町産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡知名町の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。